

入院時食事療養費の標準負担額（患者負担額）

令和8年6月1日改定

～70歳未満の方～

入院時1食あたりの標準負担額

区 分		1食あたり
一般の方		550円
小児慢性疾患患者、指定難病患者（低所得者以外）		330円※
住民税非課税世帯の方で、 過去1年間の入院日数が	90日以下	270円
	90日超え	220円

※小児慢性疾患患者様のご負担は1/2となります（1/2は公費負担）

～70歳以上の方～ （障害のある65歳以上の方）

入院時1食あたりの標準負担額

区 分		1食あたり
一般の方		550円
指定難病患者（低所得者以外）		330円
住民税非課税世帯の方で、 過去1年間の入院日数が	90日以下	270円
	90日超え	220円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が 一定基準に満たない方		130円

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の「標準負担額」

療養病棟

《入院時食事療養費》

65歳未満の方

入院時1食あたりの標準負担額

令和8年6月1日改定

区 分		1食あたり
一般の方		550円
指定難病患者（低所得者以外）		330円
住民税非課税世帯の方で、 過去1年間の入院日数が	90日 以下	270円
	91日 以上	220円

《入院時生活療養費》

65歳以上の方の食費及び居住費(高熱水費)

入院時生活療養費の標準負担額

令和8年6月1日改定

区 分	医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲの方)	医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰの方)
① 一般の方	(食 費) 1食につき550円 (居住費) 1日につき430円	(食 費) 1食につき550円 (居住費) 1日につき430円
② 指定難病の方	(食 費) 1食につき330円 (居住費) 1日につき430円	—————
③ 住民税非課税世帯に属する方 等(④、⑤以外の方)	(食 費) 1食につき270円 過去1年間の入院日数が 90日超の場合 220円 (居住費) 1日につき430円	(食 費) 1食につき270円 (居住費) 1日につき430円
④ ③のうち、所得が一定の基準 に満たない方等(⑤以外の方)	(食 費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき430円	(食 費) 1食につき160円 (居住費) 1日につき430円
⑤ ③のうち、指定難病の方、老 齢福祉年金受給者、境界層該 当者の方	(食 費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき 0円	(食 費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき 0円

- ・ 上記の③に該当する方は、加入している医療保険の保険者の発行する、減額認定書又は、マイナカードに紐づけされた減額認定区分を、当院窓口にて確認させていただくことにより減額が受けられます。